

和歌山県出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱

沿 革

〔制 定 平成 21 年 2 月 13 日付け食生第 898 号〕

〔一部改正 平成 23 年 2 月 17 日付け食生第 896 号〕

〔様式改正 平成 26 年 2 月 14 日付け食生第 728 号〕

〔一部改正 令和 3 年 2 月 4 日付け食生第 02040002 号〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 6 条の 2 ただし書の規定により、理容師が理容所以外の場所で理容の業（以下「出張理容」という。）を行う場合及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 7 条ただし書の規定により、美容師が美容所以外の場所で美容の業（以下「出張美容」という。）を行う場合に関する必要な事項を定め、出張理容・出張美容における衛生の確保及び維持向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張理容・出張美容 出張理容又は出張美容をいう。
- (2) 出張理・美容師 出張理容又は出張美容を行おうとして保健所長に届け出た理容師又は美容師をいう。
- (3) 所属理・美容所 理容師又は美容師が業務に従事する理容所又は美容所をいう。
- (4) 所属理・美容師 理容所又は美容所の開設者又は従業者である理容師又は美容師をいう。
- (5) 無所属理・美容師 前号以外の理容師又は美容師をいう。

(出張理容・出張美容を行うことができる場合)

第 3 条 出張理容・出張美容を行うことができる場合とは、理容師法施行令（昭和 28 年政令第 232 号）第 4 条各号及び美容師法施行令（昭和 32 年政令第 277 号）第 4 条各号に定める場合とする。

(出張理容・出張美容を行うことができる者)

第 4 条 出張理容・出張美容を行うことができる者は、所属理・美容師とする。ただし、出張理容・出張美容に必要な布片類、器具類及び器具類の洗浄・消毒を行うことができる設備を有する無所属理・美容師については、出張理容・出張美容を行うことができる。

(出張理容・出張美容を行う者の講ずべき衛生上必要な措置)

第 5 条 出張理容・出張美容を行う者は、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」（平成 19 年 10 月 4 日付け健発第 1004002 号厚生労働省健康局長通知）に基づき衛生措置を講じなければならない。

(届出)

第 6 条 県内において、出張理容・出張美容を行おうとする者は、出張理容・出張美容を開始する日の 10 日前までに別記第 1 号様式により、次に掲げる保健所長あて届け出なければならない。

- (1) 県内の所属理・美容師は、所属する理容所又は美容所を管轄する保健所長
- (2) 県内の無所属理・美容師は、居住地を管轄する保健所長
- (3) 県外の所属理・美容師又は無所属理・美容師は、本県で出張理容・出張美容を行う業務地を管轄する保健所長

2 前項の規定による届出（無所属理・美容師に限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。所属理・美容師のうち、開設者の証明のない理・美容師についても同様とする。

- (1) 理容師免許証又は美容師免許証の写し
- (2) 結核、皮膚疾患の有無に関する医師の診断書（発行後 3 か月以内のもの）
- (3) 消毒設備等携行品を確認できるもの（持参によることも可）

3 保健所長は、第 1 項の規定による届出のあった出張理・美容師が無所属理・美容師である場合は、当該出張理・美容師に対し、必要に応じ衛生措置に係る指導を行うものとする。

- 4 届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張理容・出張美容を行う理・美容師に対し、理・美容師出張業務届出済証（所属理・美容師にあっては別記第2号様式、無所属理・美容師にあっては別記第3号様式）を交付するものとする。
- 5 出張理・美容師は、出張業務を行う際、理・美容師出張業務届出済証を携帯するものとする。
- 6 理・美容師出張業務届出済証の有効期間満了後引き続き出張理容・出張美容を行おうとする出張理・美容師は、有効期間が満了する日の10日前までに、別記第1号様式に当該届出済証を添付し、第1項各号に掲げる保健所長に届け出なければならない。
- 7 出張理容・出張美容を行う者は、届け出た事項を変更しようとするときは、あらかじめ、別記第4号様式により届出先の保健所長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、理・美容師出張業務届出済証を届出先の保健所長に返納し、新たに第1項の規定による届出を管轄する保健所長に行わなければならない。
 - (1) 県内の所属理・美容所が、届け出た保健所長の管轄する区域外に移転した場合
 - (2) 県内の無所属理・美容師の居住地が、届け出た保健所長の管轄する区域外に変更した場合
 - (3) 県外の所属理・美容師、県外の無所属理・美容師が、主に出張業務を行う地域を届け出た保健所長の管轄する区域外に変更した場合
- 8 出張理容・出張美容をやめたとき、所属理・美容所を退職したとき又は無所属理・美容師が理・美容所に所属したときは、別記第5号様式に理・美容師出張業務届出済証を添付し、当該届出済証を交付した保健所長に提出するものとする。
- 9 第4項の規定に基づき交付された理・美容師出張業務届出済証を破損、汚損又は亡失したときは、別記第6号様式により、再交付の申請をするものとする。
- 10 保健所長は、前項の申請があったときには、理・美容師出張業務届出済証を再交付するものとする。

（出張理容・出張美容一覧表）

第7条 保健所長は、前条第4項の規定により理・美容師出張業務届出済証を交付した場合は、別記第7号様式による出張理容・出張美容一覧表を作成し、保健所に備え付け、管理するものとする。

（指導監督等）

第8条 保健所長は、必要があると認めるときは、利用者等の同意のもとに業務場所に当該職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。

- 2 業務地を管轄する保健所長は、利用者等からの相談があったとき又は出張理・美容師の衛生措置が不十分であることを確認したときは、利用者等からの相談に応じ、又は当該出張理・美容師に適切な指導をするとともに、出張理・美容師の届出を受けた保健所長に対し、連絡するものとする（業務地を管轄する保健所長と届出を受けた保健所長が同一の場合を除く。）。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に出張理容・出張美容を行っている者については、第6条第1項に規定する「出張理容・美容美容を行おうとする者」とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「出張理容・出張美容を開始する日の10日前まで」とあるのは、「すみやかに」とする。

附 則（令和3年2月4日食生第02040002号）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の和歌山出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙については、改正後の和歌山出張理容・出張美容に関する衛生管理指導要綱別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。